原議保存期間	５年(令和14年３月31日まで)
有効期間	一種(令和14年３月31日まで)

警察庁丁参企画発第416号
令和８年10月13日
警察庁長官官房参事官
（教養・厚生・国際担当）

警視庁警務部長
各道府県警察本部長
皇宮警察本部副本部長
関東管区警察局サイバー特別捜査部長
（参考送付先）
警察大学校国際警察センター所長
各管区警察局（総務監察・広域調整）部長
殿

部内通訳人の短期派遣制度の実施について（通達）

部内通訳人の能力の維持・向上のためには、実務における通翻訳経験の蓄積が重要であり、また、事件検挙等により同時に複数人の通訳人が必要となる可能性も想定される。

これらを踏まえ、都道府県警察の枠を超えて、通訳需要に応じた部内通訳人の効率的活用を図り、警察全体の通訳基盤の強化に資することを目的として、令和９年１月より、下記のとおり部内通訳人の短期派遣制度を実施することとしたので、所要の取組を推進されたい。

記

１　制度の概要

警察庁が作成した「全国部内通訳人派遣リスト」に基づき、各都道府県警察で部内通訳人の派遣調整を行う。派遣される部内通訳人（以下「派遣職員」という。）は派遣先の都道府県警察（以下「派遣先」という。）に併任され、部内通訳人として通訳業務に従事する。

なお、他都道府県警察管内で捜査を行うに当たり、当該都道府県警察に部内通訳人の派遣を要請する場合も、本制度の対象とする。

２　派遣の手順

(1) 派遣リストの作成・共有

警察庁において「全国部内通訳人派遣リスト」を作成し、全国掲示板に掲載の上、各都道府県警察に共有する。

同リストには、都道府県名、派遣可能な部内通訳人の通翻訳言語及びその人数、

派遣実施状況、最新派遣実施日等を掲載する。

(2) 派遣要請

事件捜査等で部内通訳人の確保が必要となった都道府県警察は、前記リストに基づき、派遣を要請する都道府県警察の通訳運用部門に派遣要請を行う。

要請を受ける都道府県警察の業務負担を考慮し、要請連絡は執務時間中に行うこととする。

(3) 派遣手続

ア　派遣の要請を受けた都道府県警察は（以下「派遣元」という。）、派遣職員を決定し、派遣先へ連絡をする。

イ　派遣先は、派遣職員決定後、別記様式１の例により、併任実施の連絡文書を作成し、派遣元へ送付する。

ウ　派遣期間は原則として１か月以内とし、延長が必要な場合は別途派遣元と派遣先において協議を行う。

(4) 派遣結果の報告

派遣先は、派遣終了時又は必要に応じて、別記様式２の例により、派遣時の活動状況に係る報告文書を作成し、派遣元へ送付する。

(5) 警察庁への報告

派遣先は、前記(3)イ及び(4)の文書の送付を行う際、警察庁担当課にも当該文書を送付し、派遣実施状況の報告を行う。

３　派遣職員の任務

取調べ等の捜査における通翻訳業務や、一定期間に複数の通訳人を必要とする大規模イベント等の通翻訳業務を任務とし、これに当たらない業務を目的とした派遣は、本制度の対象外とする。

４　派遣職員の身分等

(1) 身分

派遣職員の身分は、協議により決定した期限付きの派遣扱いとし、派遣先においては、派遣職員を派遣元の階級と同等の階級で任命する。

(2) 勤務時間等

派遣職員の服務、勤務時間等の条件は、派遣先で適用される条例等に従う。

(3) 分限及び懲戒

派遣職員について分限又は懲戒の処分事由が発生した場合には、派遣先は速やか

に派遣元に通報し、両者が協議の上で処分を実施する。

なお、この場合において、懲戒免職若しくは停職又は分限免職、降任若しくは休職の処分を必要とする場合は、派遣先において併任を解除し、派遣元の処分権者が実施することが適当である。

(4) 給与、手当、旅費

派遣職員の給与及び諸手当は、原則として、派遣元の給与に関する条例を適用して、派遣元が支給する。

ただし、派遣に必要な経費（派遣中の捜査活動等に要する経費、派遣に伴う交通費、派遣中の宿泊費、派遣中の宿泊手当等）は派遣先で支給する。

(5) 超過勤務命令

派遣職員の超過勤務の命令は、派遣先の命令権者が行う。

(6) 装備品

派遣職員が職務執行上必要とする装備品は、派遣先において貸与するものを使用する。

(7) 公務災害

派遣職員が派遣先において、公務上の災害及び通勤による災害を受けた場合の補償は、派遣先からの報告に基づき、派遣元において実施する。

(8) 訴訟事案の取扱い

派遣期間中に派遣職員が取り扱った事案に関し、紛議又は訴訟事案等が発生した場合は、派遣元と派遣先が協議の上で対応する。

(9) その他

定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、派遣元と派遣先が協議の上で定める。